

発達障害がある学生の保障に関する一考察

－実務の現場からみる保険の限界と可能性－

全国大学生協共済生活協同組合連合会 藤本 昌

1. はじめに

日本学生支援機構の統計（平成27年度）によれば、我が国の大学・短期大学・高等専門学校¹の平成27年5月1日現在の障害学生数は21,721人（全学生数の0.68%）で、前年調査より7,594人も増加している。うち発達障害のある学生（以下、発達障害学生）は3,442人（構成比15.8%）、精神障害のある学生は5,889人（同27.1%）で、発達障害学生の56.9%に精神障害との重複がみられた²。今、大学等では障害者差別解消法の施行に伴い、障害学生に対する合理的配慮の対応³が進んでいる。

2. 研究目的

報告者は、「保険は実学でなければ意味がない」という信念をもっている。その原点は、水島(1983)『現代保険経済』にある⁴。

上記を踏まえた今回の研究目的は、「発達障害学生のリスク⁵に保険対処する意義ならびに彼らのための生きた保険制度のあるべき姿の探究」である。

¹ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生または健康診断等において障害があることが明らかになった医師の診断書がある学生（重複する場合は実数）。

² 日本学生支援機構の「平成27年度 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(平成28年3月)」参照。

³ 障害者への差別的取扱いの禁止の法的義務化に伴う、大学等における国公立大学の合理的配慮の法的義務化、私立大学の努力義務化による（日本学生支援機構ホームページ参照）。

⁴ 水島一也（1983）『現代保険経済』千倉書房。「学問研究の対象として保険をとりあげる以上、その対象規定は厳密でなければならないとの意見にも一理はある。しかし、われわれにとってより重要なことは、生きた制度としての保険が、現実の経済社会の中でどのような働きをしているかを見極めることであり、さらに具体的にいうならば、今日の日本の現状の中で保険制度がもつ意味を明らかにし、将来の国民多数の福祉のために、そのあるべき姿を探ることなのである。」(p1)。

⁵ 奈良由美子（2011）『生活リスクマネジメント』p.233を参照して、「障害がある学生の生命や健康、勉学研究ならびにそれらの環境に望ましくない結果をもたらす可能性」と定義する。

3. 発達障害学生へのリスクに保険対応する意義

報告者は障害者総合支援法の一部改正に対する表明⁶に注目している。障害者（家族）・行政間の障害者支援について認識のずれを感じるからである。一方で、日本学生支援機構の障害学生支援セミナーや各大学の取り組み⁷にも注目している。発達障害学生への理解が進むことが期待できるからである。

また、実務の現場では、保険の精神障害免責は消費者の納得感が得られていないと感じる⁸。保険者の精神障害や発達障害の理解不足が背景にあらう。

発達障害学生へのリスクへの保険対応は検討に値する。なぜなら、彼らの勉学研究を阻害するリスク⁹に対処することにより、生きた保険制度として機能すると考えるからである。今回の報告では、その意義を明示する。

4. 発達障害学生へのリスクへの保険対応の限界と可能性

実務の現場にいと、「発達障害があっても保険¹⁰に入れるのか？」という質問を受けることがある。発達障害がある人やその身近にいる消費者（生活者）にとっては切実な関心事であらう。

本報告では発達障害の一定の理解を前提に、以下の2つについて考察する。

1つは、現在の発達障害学生を保険制度が成立する危険集団¹¹とみなせるか、すなわち既存の保険の限界の見極めである。2つは、発達障害学生を含む学生の勉学研究を阻害するリスクに対処できる保険は存立し得るか、すなわち将来の保険の可能性の追求である。

上記の結論を述べた後、保険者¹²に対する期待を明示してまとめに代える。

⁶ 改正障害者総合支援法（平成28年5月成立）に対する日本弁護士連合会会長の声明等。

⁷ 東京大学のバリアフリー支援室、早稲田大学における障害学生支援の取り組みについて、一橋大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則等。

⁸ 勝野義人（2016）「精神障害免責に関する一考察」（『保険学雑誌』第633号 pp.105-126）。

⁹ 自殺（自死）・消極的な休学・退学・留年等の望ましくない結果をもたらす可能性。

¹⁰ 危険に対する集団的経済準備の一形態で、大数法則が成立する危険集団において、事前的思考（過去の経験的認識と確率的思考にもとづいて計算される保険料前払確定主義）に立脚する収支の均衡（給付反対給付均等、収支相等）を成立要件とする制度（水島一也（1983）『現代保険経済』千倉書房、第一部 保険制度 pp1-27より）。本報告では、私保険ならびに制度共済（協同組合保険）を「保険」と総称する。

¹¹ 危険に関するなんらかの標識にもとづく分類によって、ほぼ同質のリスクをなるべく多数集めた集団（水島一也（1983）『現代保険経済』千倉書房、p.23）。

¹² 私保険の引受保険会社、制度共済の元受共済団体。